

自己評価制度の改正案について

1 現 状

- (1) 議会基本条例を確認する定期的な機会となっている。
- (2) 評価の目的が議会基本条例の確認という手法になっている。
- (3) 評価の主語（本人・委員会・議会）が混在し、回答に苦慮する。
- (4) 評価結果が議会活動に反映されている実感が乏しい。

2 目 標

- (1) 評価は「議会基本条例の確認」ではなく、「条例改正を前提とした点検」の視点で取り組むことを目標とする。
- (2) 評価結果を次年度の主要事業等（活性化策・抽出事業）へ反映することを目標とする。
- (3) 評価に係る議員アンケート結果を尊重し、シンプル（簡潔明瞭）な体裁に改正し、評価に係る事務量を軽減することを目標とする。

3 改正のポイント

- (1) これまでの自己評価は、各議員がそれぞれの視点で、議会基本条例の条項に基づいて、「1年間の行動評価」をすることが趣旨となっていたが、これを改め「議会基本条例の検証」とする。
- (2) 自己評価の趣旨は、「議会基本条例の評価と検証」として明確に改める。
- (3) 自己評価の根拠は、「議会基本条例第31条（条例目的達成の検証）」とする。
- (4) 評価項目は、ランク評価及び記述評価の2種類とする。
- (5) 評価時期は毎年1月とし、次年度（次期）への継続性（サイクル）を担保するしくみとする。

4 特記事項

- (1) 毎年、制度の点検を重ねながら、より効果を発揮する評価制度の実現に努める。
- (2) 議会基本条例等関係例規については、定期的に改正する。

芽室町議会基本条例議員自己評価に関する考察（2022/12/12）

1. 現行の「議会基本条例議員自己評価」についての評価

<メリット>

- ・議会基本条例について考える定期的な機会の確保は、原点を忘れないためには有効。
- ・これまでの経緯があり、課題はあるとして手法を変更する決定的な理由に欠ける（変更のために要する労力との兼ね合いもある）。

<デメリット>

- ・評価基準が曖昧であり、評価の客観性に疑問が残る。
- ・議会基本条例を読み直すことのメリットを強調しすぎると、評価自体が目的化する。

2. 現行の評価方法の継続可否について考える際の視点

1) 議会基本条例に沿って議員自己評価を行うことの意義（あるいは目的）

- 議員の自己評価を、議会が「議員自己評価」としてまとめて公表する意義は何か。
- 議会活動等については議会基本条例に沿わない評価も実施している。他の評価と議会基本条例に沿った評価はどのような関係か（意味のある視点の相違か）。

2) 議会基本条例議員自己評価に割ける労力

- 議会の評価と議員個人の評価を詳細に併記することは、この評価を実施する目的に照らし、どの程度重要か。
- 議会としての評価について、評価結果が異なる議員間の認識を埋める作業は、十分行われているか。

【参考：評価の目的】

- ① 評価を行う目的は、大きく分けて学習と説明責任の2つある¹
 - ・学習は、評価を通じて得られた教訓を将来の活動に生かしていくこと。
 - ・説明責任は、評価の結果を、利害関係者に報告すること。
- ② 説明責任は、組織上部や資金提供者への報告である「上向き（Upward）説明責任」と受益者への報告である「下向き（Downward）説明責任」に大別される²。
 - ・下向き説明責任は、評価で得られた教訓や提言を、評価結果の利用者である受益者に還元・共有する意味で、学習効果があるといえる。
- ③ 議会活動の評価において、組織上部や資金提供者に該当するのは住民、評価結果の利用者は、将来の住民や議会改革に取り組む他の自治体議員と考えられる。

¹ 参照：三好皓一（2008）「評価とは何か」、『評価論を学ぶ人のために』、世界思想社

² 参照：田中博（2019）「参加型・質的評価手法 MSC（Most Significant Change）の国内3事例を考察する—学習・改善目的中心の評価—」、『日本評価研究 第20巻 第2号 2020年7月』

3. 議会基本条例に沿った評価を継続する場合の留意点

議会運営や活動を議会基本条例に沿って評価する場合に、人事評価、政策評価、事業評価などある程度定まった既存の評価手法をそのまま一律に当てはめることはできない。議会基本条例は、規範の提示、制度の根拠、手続きの規定などが混在するため、条文（及び項）毎に、評価結果の利用も念頭においたうえで、条文解釈の補足や具体的な評価基準の設定が必要になる。条文解釈の補足や評価基準の設定に際しては、次の3点が要点になると考える。

- 1) 基本条例に沿った評価を行うことの意義や、評価結果の具体的な活用についての、議員間の認識の共有
- 2) 評価作業の負担の軽減と、注力すべき作業の特定
- 3) 条文の趣旨にあわせた具体的な評価方法の整理

1) について

この点が最初に定まらないと、2) 以降の方法を具体的に検討することができなくなる。

2) について

評価結果の取りまとめとして何をどのように記載することが適切かは、1) 次第となる。

現行は、「議員自己評価」の表題どおり議員個人の評価結果に重点を置いたまとめ方になっているが、1) で評価結果の活用を具体的にイメージすることで、自己評価の記載がどこまで必要か、どの作業を丁寧に行うべきかなども、明らかになると思われる³。

3) について

条例の各項を、規範の提示、制度の根拠、手続きの規定などに分類して、定量評価と定性評価の可否や組み合わせ、定量評価の場合は評価基準として、程度の数値化が可能かなどについて検討を要する（一律に、A～Fの評価基準を当てはめることには無理がある）。また定性評価は、具体的な事例の記載が評価の目的の達成には重要になると思われる。

議会の運営や活動に関する評価手法は、確立していないだけでなく先例も乏しい⁴。時間はかかるとしても、試行を重ねながら、芽室町議会にあった方法を編み出すことが重要と考える。なお、外部評価は行政評価でも様々な手法がとられており、いずれも一長一短がある。

以上

³ 結果の記載とは離れ、議会として評価結果をまとめる際に、各議員の自己評価を含めた評価結果を共有することは必要と考えている。

⁴ 林紀行「地方議会・議員の評価と議会改革」、法政論叢/52 巻 (2016) 1 号
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jalps/52/1/52_KJ00010220903/_pdf-char/ja